

# 02

---

## 健康で明るくたがいに 助け合うあたたかいまち

すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいの経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



# 健康づくりの推進



## 【目指す姿】

- 青壮年期の市民（働き盛り世代）が、定期的な各種健康診査・がん検診の受診で健康状態の把握に努め、自身の生活習慣の改善とあわせて、家族やまわりの方の健康づくりにも取り組む地域社会を目指します
- 高齢期の市民が、日頃から生きがいと役割を見つけ、いきいきと自立した高齢期を過ごすための健康づくりや介護予防に取り組む地域社会を目指します
- 国民健康保険制度の健全化を進めるとともに、後期高齢者医療制度の安定運営を図ります

## 【現状と課題】

沖縄県においては、平均寿命及び健康寿命（日常生活が自立している期間の平均）が全国平均を下回っており、特に健康寿命の全国順位が令和4（2022）年で男性45位、女性46位と低く、大きな課題となっています。また、65歳未満の死亡者の割合が全国平均よりも引き続き高くなっており、早世（65歳未満の死亡）が課題とされています。

本市においても沖縄県と同様の傾向にあり、この背景として、65歳未満死亡者の死因における生活習慣病の占める割合や、成人肥満者の割合が全国よりも高いこと、また、各種健康診査・がん検診の受診率の低さが指摘されています。全世代における肥満を背景とした生活習慣病の重症化が、平均寿命の低下や医療費、介護費の増加につながっており、健康的な生活習慣の維持・増進が強く求められています。

国民健康保険制度については、平成30（2018）年度から沖縄県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、国保財政の安定に向けて市町村と共同で取組が行われています。近年、高齢化の進行や被用者保険の適用拡大により被保険者数が年々減少する一方で、医療の高度化等により一人当たり医療費が増加傾向にあり、国保財政の健全化に向けて、医療費適正化による歳出の抑制や収納率向上対策等による歳入の確保を図っていくことが求められています。また、後期高齢者医療制度においても、制度の円滑かつ安定的な運営に向けた収納率の向上が求められています。

## 【取組方針】

## 1. 健康意識の向上

健康とみぐすく 21（第三次）に基づく取組を推進します。

自治会や商工会など関係機関・団体との連携や、協会けんぽ等他保険者との情報共有を図り、生活習慣病をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、運動、食事、こころの健康、喫煙や飲酒など、健康づくりに関する様々な情報を発信し、市民の健康意識の向上を図ります。

また、市民に自主的な運動習慣を促すため、健康アプリの活用を検討など健康づくり事業の更なる充実を図るとともに、部署間を横断した取組を実施し、運動しやすいまちづくりを目指した環境整備に努めます。

各種健康診査受診の必要性について、引き続き、意識啓発を行い、受診率向上に努めるとともに、健康診査の結果を踏まえた保健指導についても、常に指導内容・方法を見直し、一人一人の状況に応じた保健指導の充実に努めます。

特に、特定健康診査やがん検診については、健（検）診を定期的に受診することが疾病の早期発見、早期治療及び重症化予防につながることを、またQOL（生活の質）の維持や医療費の適正化につながることを周知するとともに、土曜・日曜の健診日の設定など、受診しやすい環境の整備を図ります。加えて、インセンティブ付与の効果検証を行う等、より効果的に市民の行動変容を促す取組を推進します。

## 2. 医療費や介護費の適正化

国民健康保険制度については、制度の継続を目的とした財政の健全化を図るため、支出（医療費・保健事業費）の適正化や収入（保険税、県からの交付金等）を確保する等、広域化に向けて各種取組の状況を踏まえながら市として適切に対応します。

また、引き続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を推進し、高齢期の生活習慣病の重症化予防や介護予防等を図り、健康寿命の延伸及び医療費や介護費の適正化に努めます。

## 【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No	指標名	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)	関連する取組方針
1	特定健康診査の受診率（40～74歳の国保被保険者）	%	33.1	60.0	1. 健康意識の向上
2	特定保健指導の実施率（40～74歳の国保被保険者）	%	77.5	78.0	
3	朝食を週に5日以上食べる市民の割合（市民意識調査）	%	75.6	80.0	
4	国民健康保険税収納率	%	95.7	96.6	2. 医療費や介護費の適正化

section  
01section  
02健康で明るくたがし「  
助け合っあたたかいまちsection  
03section  
04section  
05

## ②健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち

### 〈目標値設定の考え方〉

No.	目標値設定の考え方
1	毎年度約 5.4 ポイント増加させ、国の示す目標値（60%以上）を目指します。
2	国の示す目標値（60%以上）を達成していることから、毎年度 0.5 ポイントの増加を目指します。
3	毎年度約 1 ポイントの増加を目指します。
4	毎年度約 0.2 ポイント増加させ、県内 11 市のトップの水準（96.6%）を目指します。

### 【市民や地域で心がけること】

- 自他の健康に気遣い、健康の保持増進に努めましょう。



### 【関連する SDGs】

3 すべての人に  
健康と福祉を



### 【関連する計画等】

- 健康とみぐすく 21（第三次）
- 【第 3 期】 保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 【第 4 期】 特定健康診査等実施計画



# 地域福祉のまちづくり



## 【目指す姿】

- 一人一人が尊重し合い、「自助・互助」「共助」「公助」が相互に連携し、地域がつながり支え合う地域福祉のまちを目指します

## 【現状と課題】

全国的に、住民のライフスタイルや地域活動への価値観の変化に伴い、地域の中で孤立化し、困りごとがあっても誰にも相談できない方や多くの問題を抱える世帯等があるとされており、行政だけでは全ての問題に対応が困難な状況となってきています。

本市においても、令和6年度市民意識調査によれば、「困っている時に相談できる自治会や公的相談所、民生委員・児童委員等を知っている」市民の割合が22%となっており、知らないと答えた割合が77%となっています。加えて、地域福祉を担う人材の高齢化が進む中、民生委員・児童委員が必要数89名に対し61名(令和7(2025)年12月1日現在)にとどまる等、担い手不足が深刻化しています。このような中でも個人や企業単位で地域福祉活動が行われるようになってきており、今後、どのように行政・企業・個人が相互に連携し、補完し合えるかが課題となっています。

生活保護に関しては、年々、被保護者数は増加しており、中でも高齢者世帯が増加し、全体の6割(令和7(2025)年10月現在)を占めています。生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度は国が定めた必須のセーフティーネット制度であり、更なる制度の周知と、引き続き、適切な運用の推進を図れるかが課題となっています。

## 【取組方針】

### 1. 地域福祉のまちづくり

地域のつながり・支え合いを向上させるため、「自助・互助」「共助」「公助」が相互に連携し、補完し合うように、第4次豊見城市地域福祉計画に基づき各種施策を推進するとともに、重層的支援体制の整備を検討します。

地域福祉を担う人材が高齢化及び不足していることから、新たな担い手の情報を収集する場を広げていくことを検討し、社会福祉協議会や自治会等の関係団体と連携しながら人材の発掘・育成を図ります。

地域見守り隊協定締結に向けては、社会福祉協議会と連携しながら地域の事業者への呼びかけを推進します。

災害時に支援が必要な要支援者リストを更新するとともに、対象者の意向を踏まえながら、個別支援計画の作成に努めます。

## ②健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち

### 2. 生活保護、生活困窮者自立支援

生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度に関する市民への周知に努め、制度を適切に運用していきます。

生活保護受給世帯の6割を占める高齢者世帯に対しては、高齢者支援協会・社会福祉協議会等と連携し、成年後見人や日常生活自立支援事業等へつなぐことで地域において自立した生活が送れるよう支援に努めます。

被保護者の健康管理支援については、生活習慣病等の発症予防や重症化予防等の推進に取り組むとともに被保護者が就労可能な状態を維持できるよう支援し、社会参加及び安定した収入による生活の維持につながるよう支援に努めます。

生活困窮者自立支援については、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題の相談に応じ、具体的な支援プランを検討・作成し、生活困窮者が自立できるように支援します。また、生活の土台となる住居確保に向けた支援並びに、ハローワーク等との連携を図り、就労支援にも努めます。

#### 【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No.	指標名	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)	関連する取組方針
1	困っている時に、相談できる自治会や公的相談所、民生委員等を知っている市民の割合（市民意識調査）	%	22.4	30.0	1. 地域福祉のまちづくり
2	生活困窮者自立支援制度利用により就労・増収した割合	%	74.8	84.8	2. 生活保護、生活困窮者自立支援

#### 〈目標値設定の考え方〉

No.	目標値設定の考え方
1	毎年度約 1.5 ポイント増加させ、引き続き前期基本計画の目標値（30%）を目指します。
2	毎年度 2 ポイントの増加を目指します。

#### 【市民や地域で心がけること】

- ・悩みごとや困りごとを抱え込まないようにしましょう。
- ・孤立させない環境づくりに努めましょう。



#### 【関連する SDGs】



#### 【関連する計画等】

- ・第 4 次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画

# 男女共同参画社会の形成



## 【目指す姿】

- 性別や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します

## 【現状と課題】

我が国においては平成 11（1999）年の「男女共同参画基本法」の制定に始まり、平成 27（2015）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定等の取組が進んでおり、本市においては、平成 16（2004）年 3 月の男女共同参画プランを策定以降、平成 23（2011）年 3 月には第 2 次プラン、平成 31（2019）年 2 月に第 3 次プランを策定し、取組を進めてきました。また、平成 24（2012）年 12 月に豊見城市男女共同参画推進条例を制定するとともに、平成 26（2014）年 2 月には豊見城市男女共同参画都市宣言、令和 4（2022）年 9 月には「性の多様性を尊重するまちとみぐすく」宣言（とみぐすくレインボー宣言）を行っています。

また、法的に婚姻が認められていない同性のカップルや、様々な事情により、婚姻の届出をしない、あるいはできない事実婚のカップル等が抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消できるよう、令和 7（2025）年 3 月には沖縄県にてパートナーシップ・ファミリーシップ制度が始まり、本市においてもこの制度で利用できる行政サービスを公表しています。

本市を含む沖縄県内では、男女共同参画に対する住民の理解は深まりつつありますが、いまだ、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことや、配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性の増加等の課題が存在しています。また、配偶者からの暴力・離婚問題に関する本市における女性相談の相談件数は令和 6（2024）年度で 100 件を超えているほか、市民意識調査によれば「男女の不平等を特に感じない」とする割合が男性約 40%に対し、女性約 20%と差が大きくなっています。

男女共同参画社会の形成のためには、人としての尊厳が守られ、すべての人の人権が等しく尊重される社会形成が重要です。固定的な性別役割の分担意識にとらわれず、誰もが互いの人権を尊重する環境づくりや、DV・貧困等の社会課題に対する取組、LGBT（性的少数者の総称）を含む性の多様性に関する理解の促進など、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる取組が一層求められています。

【取組方針】

1. 関連団体と連携した施策の推進

(1) 男女共同参画施策の推進

男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進するため、行政、教育関係者、事業者等と連携し、男女共同参画社会の形成への取組を推進します。

(2) 人権を尊重する環境づくり

那覇地方法務局や教育及び福祉関係機関と連携して、家庭、学校、職場、地域社会等、あらゆる場と機会を通して、人権意識の普及啓発に努めるとともに、人権や多様な性を尊重し、ワーク・ライフ・バランスやあらゆる分野の女性の活躍の推進、暴力のない社会づくり等、男女共同参画の視点に立った意識啓発を図ります。

2. DV等に関する啓発及び相談体制の充実

市民及び職員向けに、DV等の理解促進に向けた研修の実施に努めます。

研修等を通じた相談員の資質向上を図りながら、DV被害者からの相談に対しては警察署等と連携し、被害者の精神的負担に配慮した相談対応に努めます。

3. 多様性を尊重する社会

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度における庁内連携のあり方を検討しつつ、引き続き、性の多様性の理解促進を図ります。

【目標指標】 (取組方針を推進し、目標達成を目指します。)

No	指標名	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)	関連する取組方針
1	男女の不平等感を感じる女性の割合 (市民意識調査)	%	80.6	65.0	1. 関連団体と連携した施策の推進
2	審議会への女性登用率	%	30.9	40.0	
3	市役所管理職（課長級以上）の女性登用率	%	18.3	23.0	
4	DV等に関する研修実施回数	回	—	2	2. DV等に関する啓発及び相談体制の充実
5	県パートナーシップ制度で利用可能な行政サービス数	事業	9	14	3. 多様性を尊重する社会

〈目標値設定の考え方〉

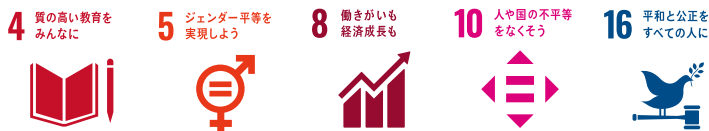
No.	目標値設定の考え方
1	毎年度約 3.2 ポイント減少させ、引き続き前期基本計画の目標値（65%）を目指します。
2	毎年度約 1.9 ポイント増加させ、引き続き前期基本計画の目標値（40%）を目指します。
3	毎年度約 0.9 ポイントの増加を目指します。
4	毎年度 1 回（令和 12 年度は 2 回）の実施を目指します。
5	毎年度 1 事業の増加を目指します。

【市民や地域で心がけること】

・誰もが安心して活躍できるよう、お互いを認め合いましょう。



【関連する SDGs】



【関連する計画等】

・第 3 次豊見城市男女共同参画プラン



section 01

section 02

健康で明るくたがし「助け合うあなたがいま

section 03

section 04

section 05

施策分野

2-4

# 平和行政の推進



## 【目指す姿】

- 戦争の記憶を後世に伝え、市民一人一人が戦争の悲惨さと平和の尊さを考える地域社会を目指します

## 【現状と課題】

沖縄県は第2次世界大戦において住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの尊い人命とかけがえのない文化遺産を失った経験を持ちますが、戦後80年が経過する中で、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争記憶の継承や平和学習のあり方が課題とされています。

本市においては、平成元（1989）年に非核平和都市宣言及び核兵器廃絶・平和宣言を行い平和のメッセージを発信するとともに、「旧海軍司令部壕」や「旧陸軍第24師団第2野戦病院壕」等の市内に所在する戦跡のガイドブックを作成し、戦争体験者の証言を映像に記録する取組を進め、展示会や平和交流等も行いながら、普及啓発に努めてきました。

今後は、引き続き平和に関する教育及び普及啓発が求められるとともに、市内に存在する戦跡の多くが私有地でもあることを踏まえながら、その活用を図ることが求められています。

## 【取組方針】

### 1. 平和行政の展開

平和行政の啓発に向けて、戦跡資料の風化劣化への対応として資料や証言のデジタル保存や公開を推進するとともに、家庭でも戦争について考える機会となるよう努めます。また、引き続き広報紙への平和啓発記事を掲載するとともに、戦前、戦中、戦後の混乱期について語る方々の体験談を後世に伝えていくための取組に努めます。

教育機関での平和教育・学習と平和行政の啓発との連携を深めるとともに、今後の平和交流の在り方について検討します。

ICTの利活用については、沖縄戦平和学習用VR「時空記者」の学校活用のみならず、市民への啓発及び市外での情報発信に努めます。

## 2. 戦跡の保存・継承

県の文化観光拠点計画を踏まえるとともに、「旧海軍司令部壕」など公開されている戦跡を平和教育の場として活用し、市民及び観光客への「平和」に関する啓発を図ります。

また、「旧陸軍第24師団第2野戦病院壕」については、豊見城城址跡地利用基本計画の中で活用を行います。

その他、市内に点在する戦争遺構等に関しては、現況調査を踏まえた上で、普及啓発に努め、活用のあり方についても検討します。

### 【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No	指標名	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)	関連する取組方針
1	平和行政に関わる住民数（イベント参加者数等）	人	3,128	3,400	1. 平和行政の展開
2	6月23日の慰霊の日の認知率（市民意識調査）	%	92	95	1. 平和行政の展開／ 2. 戦跡の活用

### 〈目標値設定の考え方〉

No	目標値設定の考え方
1	毎年度約55人の増加を目指します。
2	毎年度0.6ポイントの増加を目指します。

### 【市民や地域で心がけること】

- 地域の人々が体験した戦争を聞き・学び、将来の世代に伝えましょう。



### 【関連するSDGs】

4 質の高い教育を  
みんなに

section  
01section  
02健康で明るく  
助け合う  
あたたか  
いまちsection  
03section  
04section  
05

施策分野

2-5

# 高齢者福祉の充実



## 【目指す姿】

- 高齢者一人一人が地域のなかで役割と生きがいを持ってこころ豊かに生活することを、市民、行政、事業者等が支え合える地域社会を目指します

## 【現状と課題】

全国的には令和6（2024）年度の高齢化率が29.3%となっており、団塊ジュニアの世代が高齢者となる令和22（2040）年には34.8%で、高齢者数が約4,000万人のピークに達すると推定されています。これに伴うひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症のある高齢者が増加する中、誰もが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい等それぞれの支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進が求められています。

本市においては高齢化率が20.3%（令和5（2023）年10月1日現在）と全国でも低い自治体となっていますが、5年毎に1,000～2,000人程度の増加が見込まれており、令和37（2055）年には約21,000人と、令和2（2020）年対比で163%とピークを迎えることが予測されています。

介護を取り巻く局面が変わり、専門職員や介護人員が不足するため、希望する介護サービスの提供が難しくなっていくことが想定されます。そのため、「本当に介護が必要な高齢者」へ専門職員を配置し、見守り支援や外出支援等、地域住民で支え補いあう仕組みづくりの推進が求められています。

## 【取組方針】

### 1. 地域づくりの推進（地域包括ケアシステムの推進）

地域包括支援センター業務委託後の安定的運営に向けた指導・助言を行い、市全域の協議体を中心に市内の生活支援に関する課題を抽出しながら、地域に根差した支援が行えるよう取り組みます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を実現できるよう、認知症周知のためのイベントの開催やミニデイサービス利用者向けの認知症サポーター養成講座を実施します。小・中・高校の授業等でも認知症サポーター養成講座を実施していけるよう取り組みます。

## 2. 生きがいづくりの推進

高齢者等が自宅への「閉じこもり」や「孤立化」等が起きないように、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活し、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の支援・仕組みを検討します。

引き続き、「元気な高齢者」の雇用を促進するために設置されたシルバー人材センターへの事業委託により雇用の場を確保していくとともに、地域づくりにもつなげます。

地域において気軽に参加できるミニデイサービスや公共施設で開催されている生涯学習、文化活動やスポーツレクリエーション活動等生きがいづくりに寄与する活動について、周知を図ります。

また、移動手段を持たない高齢者、要支援者等の買い物支援や介護タクシーによる移動支援を継続します。

## 3. 健康づくりと介護予防の推進

10年後を見据え介護認定を受けていない元気な（がんじゅう）高齢者を増やすために様々な介護予防に取り組むきっかけづくりを行います。

また、高齢者が楽しく長期継続できる介護予防のための体操等の取組を検討するとともに、民間事業者とも連携しながら介護予防に向けた情報発信を行います。

地域の状況に合わせた継続的な介護予防の取組に向けて、各地域の理解に努めるとともに、積極的な情報提供を実施します。

リエイブルメント（再びできるようになること）の考え方の普及に力を入れ、フレイル状態（加齢により心身が衰えた状態）の方は元気な高齢者に戻れるような事業の展開を図ります。

## 4. 持続可能なサービスの提供

今後の高齢社会において、介護保険サービスへの需要の高まりが見込まれることから、沖縄県介護保険広域連合と連携し持続可能な介護保険サービスの運用に向け、調査研究を行います。

### 【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No	指標名	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)	関連する取組方針
1	認知症周知のためのイベント等の参加者数	人	307	550	1. 地域づくりの推進 (地域包括ケアシステム)
2	住民主体の通いの場の実施箇所	箇所	173	188	2. 生きがいづくりの推進
3	介護予防事業の利用者数 (実利用者)	人	895	1,030	3. 健康づくりと介護予防の推進
4	要支援・要介護認定者数の割合	%	17.3	17.3	4. 持続可能なサービスの提供

section  
01section  
02健康で明るくたがいに  
助け合うあたたかいまちsection  
03section  
04section  
05

〈目標値設定の考え方〉

No.	目標値設定の考え方
1	毎年度約 50 人の増加を目指します。
2	毎年度 3 箇所を増加を目指します。
3	毎年度約 30 人の増加を目指します。
4	現状値 (17.3%) を維持することを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 高齢者の生きがいづくりを支援し、見守り支え合いましょう。



【関連する SDGs】

10 人や国の不平等をなくそう



【関連する計画等】

- ・ 第 9 期豊見城市高齢者保健福祉計画



# 障がい者福祉の充実



## 【目指す姿】

- 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくりを推進します
- 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 障がい者（児）が生き生きと活動するまちづくりを推進します

## 【現状と課題】

障がい者施策に関しては、これまでの施設中心のサービス提供から、障がいのある人が住み慣れた環境で生きがいを持ち自立した生活を送ることができるよう、地域生活を中心とした支援への移行が進んでいます。

本市における障がい者数は、知的・精神を中心に増加しているほか、手帳所持者についても障害者手帳取得に対する理解が進んできていることや、生活習慣病（糖尿病、心疾患等）由来の手帳取得による増加がみられます。また、受診・相談機会の増加や支援の必要性に対する社会的理解の広がりから、障がい児についても対象者は増加しています。

このような中で、障がい者等が自ら望む地域生活を営むことができるよう身近な支援体制や基盤整備が求められるとともに、社会参加の促進や自立に向けた支援が求められています。また、障がい児については、医療的ケア児の退院後の支援に向けた仕組みづくりや、児童発達支援センターの設置等が求められています。

## 【取組方針】

### 1. 地域における生活支援の充実と社会参加の支援

さまざまな障害福祉サービスを組み合わせて利用することで、自宅で家族と共に暮らしながら必要な支援を受けられるよう、サービス利用計画の見直し・工夫を行います。

社会参加に向けては、市役所等で実施するエイブルアート（障がいのある人たちの芸術活動を支援する運動）により市民との交流を図るとともに、障がい者が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動等を引き続き支援します。

## ②健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち

### 2. 障がい児（者）支援拠点の整備

「親なき後」を見据え、保護者が常時安心して障がい児（者）を託すことができる場所（地域生活支援拠点）づくりに向け、緊急時の相談・受入れ（短期入所）・体験利用の場を提供する事業所の確保に努めます。

また、医療的ケア児の支援体制の構築を行うとともに、児童発達支援センター設置に向けて取り組みます。

### 3. 一般就労の促進

障がい者に対しては、就労系サービス利用の周知を図るほか、現に就労系サービスを利用している障がい者に対しても一般就労を視野に入れたサービス利用計画の見直しを促す等、障がい者の自立に向けた支援を行います。就労系サービスの利用を経て一般就労レベルにある障がい者であっても、就労につながるにくい現状もあることから、企業等に対し、障がい者雇用への理解・協力を求めます。

### 【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No.	指標名	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)	関連する取組方針
1	障害福祉在宅サービスの受給者数	人	381	426	1. 地域における生活支援の充実と社会参加の支援
2	地域生活支援拠点数	施設	9	14	2. 障がい児（者）支援拠点の整備
3	就労系サービスの利用者数（月平均）	人	366	481	3. 一般就労の促進

#### 〈目標値設定の考え方〉

No.	目標値設定の考え方
1	毎年度 9 名の増加を目指します。
2	毎年度 1 施設の増加を目指します。
3	毎年度 23 人の増加を目指します。

### 【市民や地域で心がけること】

- 障がい者に対する理解や知識を深め、見守り支え合いましょう。



### 【関連する SDGs】

4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



### 【関連する計画等】

- 豊見城市障がい者計画及び第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画